

## 第4部

---

# 自立と自律を求めて

第1章 公正な研究活動の推進

第2章 安全管理への取り組み

第3章 国際協調と連携の進展

第4章 若手研究者の育成と支援

回 想 理研100年に寄せて

科学は果てしなく続く知的な営みであり、研究者は、その中でインパクトがあって質の高い研究を進める責務を負っている。その評価は大事だが、行き過ぎて自由度を制限しては逆効果になる。そこで、研究所には自律をもとにした自立への努力が要請される。不正行為を許さず、安全管理を十分に進め、外国人研究者も安心して加わることができ、若手研究者が自由に力を発揮できる研究環境。そのような目標に向かって理研は歩みを進めていく。

# 第1章

## 公正な研究活動の推進

理化学研究所に研究不正の防止や告発対応業務を担当する部署ができたのは、2005（平成17）年4月とかなり早い。その理由ははっきりしており、前年に理研職員が発表した研究論文に不正があったことが判明、その対応措置として、初めて「監査・コンプライアンス室」が設置されたのであった。

同年12月には、「科学研究上の不正行為への基本的対応方針」が制定された（2006年1月公表）。これは、研究不正を未然に防止するための方策、ならびに研究不正が疑われる問題が起こったときの事後対応策などを定めたものである。不正事件に対する深い反省と社会的責任の自覚から、「研究不正」を許さないとする声明を理研の科学者自らが発議し、「不正行為」に対する研究所としての方針をまとめた。

この方針は2012年9月に「科学研究上の不正行為の防止に関する規程」へと進んだ。そこに起こったのが2014年のSTAP論文問題であり、まさに起こってはならない問題であった。それでも、理研には問題への対応手続きを定めたこの規程が存在していたため、それに沿って、予備調査、本調査など粛々と対応が取られたのであった。

高い倫理規範をもった研究環境を取り戻すべく、同年8月には、「研究不正再発防止をはじめとする高い規範の再生のためのアクションプラン」が策定された。またSTAP論文問題への対応が終わった後の2016年秋に、問題に対処した際のさまざまな反省を生かし、規程はより洗練されたものへと改定された。

### 第1節 研究不正の問題とどう取り組んできたか

#### わが国の取り組み

科学の世界でいわゆる研究不正の問題が取り上げられるようになったのは、かなり最近のことである。かつての基礎科学では、不正行為が具体的な経済的利益に直結することはほとんどなかった。科学の不正行為はめったになく、もし起こったとしても、それは個人の特殊性や状況の特殊性に帰せられることが多かった。

しかし、研究開発予算の大幅増加、競争的資金の増加、流動的で不安定な研究者の雇用形態、行き過ぎた成果主義、論文数絶対主義などが相まって、現代の研究者には、不正行為への逃避圧力・誘惑がますます強くなっているようにみえる。

言うまでもなく、不正な手段や誤りに基づいた研究成果など、いくら上げても意味はない。そのような論文が審査を通る機会は少ないし、不正行為が明らかになった時のダメージは決定的に大きい。それでもなお不正行為がなくなる理

由とは何なのか。

理研のコンプライアンスについて述べる前に、日本としての研究不正への取り組みを簡単に述べておく。ちなみに「旧石器発掘捏造事件」が起こったのは2000（平成12）年、ベル研究所での「有機超伝導論文捏造事件」は2002年であった。

研究における不正行為を抑止し高い倫理感を持たせるため、社会と議論を深めて審議を進めるよう最初に提言したのは、2003年6月の日本学術会議の学術と社会常置委員会による「科学における不正行為とその防止について」であった。その後、2005年7月に同委員会で、事後処理手続きなどを制定すべきという「科学におけるミスコンダクトの現状と対策」が取りまとめられた。ちなみに理研の「科学研究上の不正行為への基本的対応方針」は2005年12月に制定されている（韓国での「ヒト胚性幹細胞捏造事件」が発覚したのは、この2005年12月）。

2006年2月には、総合科学技術会議が「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、研究者の自律を基本としつつも、倫理指針や不正に関する規定を大学や研究機関が定めるよう求めた。そして同年8月、研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書という形で、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」が作成された。

2008年10月、日本学術会議において「科学者の行動規範」が作成され、以降、これを見本として、各大学・研究機関、学協会がそれぞれに個性的な行動規範を策定していった（日本学術会議の行動規範は2013年に改定された）。

### アクションプラン

研究不正に対していち早く対応方針を制定し、2012年には「科学研究上の不正行為の防止等に関する規程」まで定めていた理研にとって、2014年に発生したSTAP論文問題は、起こるはずのない出来事であった。少なくとも形式的にはそうであった。しかし、STAP論文に関する対応において、理研は、社会からの信頼を損ないかねない状況に至った。特に、危機に直面した際のリスク分析や、情報発信を含むリスクマネジメントが不十分であることを痛感させられたのである。

前述のとおり、理研は監査・コンプライアンス室を設け、不正防止ガイドラインを整備し規程化していた。研究不正防止のための研修の受講やコンプライアンス遵守事項の確認書提出も義務化していたが、それが遵守されておらず、実効性が十分ではなかったのである。

STAP論文における研究不正認定（2014年3月31日）を踏まえ、理研は直ちに「研究不正再発防止改革推進本部」を設置し、高い規範に支えられた研究環境を再生すべく、組織運営の抜本的な改革に向けた検討を開始した。そして同年8月、「研究不正再発防止をはじめとする高い規範の再生のためのアクションプラン」（以下「アクションプラン」という）を策定した。

アクションプラン（行動手順）では、実効性ある運営改革を実行するため、次の四つの柱を掲げた。

- (1)あるべき理研へと生まれ変わるために必要なガバナンスの強化
- (2)これまでの固定化された運営体制を廃し、近年の科学的潮流を踏まえた目的志向の研究体制に重点化するべく発生・再生科学総合研究センターの解体的な出直し
- (3)高い規範を再生するために必要な研究不正防止策の強化
- (4)改革を着実に実行するため、第三者によるアクションプラン実施のモニタリング

### ガバナンスの強化

ガバナンスすなわち組織管理方法の強化については、まず大前提として、それぞれのセンター長等には引き続き研究遂行の自由度を与えて、活力ある研究活動を維持することにした。その上で、リスクマネジメントを含む研究所経営について、トップマネジメントの機能を強化する。具体的には、リスクなどに対処する経営の重要事項について審議する場として、理事長および理事と外部有識者から構成される「経営戦略会議」を設置し、外部有識者の幅広い助言を得て、それを効果的に活かす仕組みをこれまで以上に強化する。

また、研究に関するコンプライアンス（法令遵守）を組織的に強化するため、理事長直轄の組織「研究コンプライアンス本部」を設置する。これもガバナンス強化の一環である。

その他、研究担当理事を補佐する職として研究政策審議役、および理事長を科学者の立場から補佐する理事長補佐役、監事機能強化のために監事・監査室を設置した。

### CDBの再出発

アクションプランの第二の課題である発生・再生科学総合研究センター（CDB）の解体的な出直しについては、「発生・再生科学総合研究センター」から「多細胞システム形成研究センター」へと名称の変更、組織の大幅な縮小再編、新センター長の採用、運営体制の抜本的改革などを実施する。運営上の問題に対応するために根本的な見直しを行った。

### 研究不正の防止

第三のアクションプランにおける研究不正防止策の強化については、四つの目標を掲げた。①研究倫理教育の徹底、②若手研究者が能力を発揮する環境の整備、③論文の信頼性を確保する仕組みの構築、④実験データの記録・管理に関する具体的なシステムの構築である。

2014年10月、「科学研究上の不正行為の防止等に関する規程」を改正し、組織としての責任体制の確立、センター長等、研究室主宰者、職員等における研究不正防止の責務については役割分担の明確化、研究倫理教育の定期的履修の義務化等、文部科学省ガイドラインへの準拠を図った。この文科省ガイドラインとは、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月

26日文科科学大臣決定) のことである。

また研究不正や不適切行為の防止に関係する規程などの改正を行い、研究コンプライアンス本部長を「研究倫理教育統括責任者」とし、その下で、研究倫理教育の実施、受講管理等を行う「研究倫理教育責任者」を各研究センター等に配置した。これにより、研究倫理に関する研修の実施・受講状況や研究記録管理や研究成果発表に関わる手続きの履行状況をチェックする仕組みを整備した。

同時に、研究活動の公正性等を説明するために必要となる研究活動の記録について必要な事項を定めた「研究記録管理規程」、研究所の研究成果を発表するときに必要な事項を定めた「研究成果発表に関する規程」を制定した。また、「研究成果の報道発表に関する規程」を制定し、発表に関しての組織的責任を明確にした。

### 具体的な取り組み

個々の取り組みについて簡単に触れておく。

①研究倫理教育の徹底に関連して、2014年8月より、eラーニングを導入した。これは5年に1回の受講義務としたが、研究倫理を周知させるため、いつでも受講できる簡易eラーニングも併せて導入した。また、すでに作成されていた「研究リーダーのためのコンプライアンスブック」に加え、一般職向けに「理研で働く人のためのコンプライアンスブック」を作成し、全ての研究室に配備した。ここには、研究不正の防止、知的財産の取り扱い、役職員倫理、研究費不正使用の防止、物品・役務の調達、物品管理に関する内容のほか、セクハラ・パワハラ・いじめ・嫌がらせの防止についても、具体的な相談事例を交えて解説してある。

その他、研究倫理の専門家による講演会やセミナー、さらに、具体的事例に関する少人数のグループディスカッションを通じた研究倫理ワークショップを開催している。

管理職研修のために、研究不正を防ぐ内容を含んだeラーニングプログラムを用意し、全管理職が着任後3カ月以内に必ず受講することにした。また、新任の研究室主宰者等を対象に毎年集合研修を実施してきたが、2014年度からそこに研究不正防止の内容を追加した。不正防止のための具体的なポイントを指摘し、所属員の研究倫理教育に役立つようなスキルの向上を意図している。

②若手研究者が能力を発揮する環境の整備に関しては、2014年12月に、「メンターの配置等による研究者等の育成体制に関するガイドライン」、「研究室主宰者採用に関わるガイドライン」を制定した。これにより、若手研究者が安心して能力を発揮できる体制を整備した。この場合のメンターとは、適切な研究室主宰者を育成する先輩教育係のことで、この制度により、経験の浅い研究室主宰者はメンターからの支援・助言を受けることができる。経験豊富な人のうちから二人(該当主宰者と同じ研究分野、異なる研究分野からそれぞれ1名ずつを指名)が1年間担当する。

③論文の信頼性を確保する仕組みを構築するために、2014年10月に研究成果発表の手順を規定した「研究成果発表に関する規程」を制定した。研究成果を発表する場合、発表しようとする研究者等は、あらかじめ、次の項目を確認しなければならない。

1. 共同で発表するときは、責任者や責任分担を決めること
2. 発表する研究成果の内容を確認し、責任者は、全ての共同発表者が各々必要な範囲で研究成果の内容を確認したこと
3. 発表する研究成果に使用された各種計測データ等が追跡可能な状態で保存されていること
4. 出版物において定められている規定等を遵守していること
5. 引用が適切に行われていること
6. 特許等の出願および取得への障害その他研究所の利益が損なわれるおそれがないこと
7. 契約、協定などで同意が必要なものは、それを得ていること
8. 発表によってその成果に寄与した第三者の権利侵害の恐れがないことを確認すること
9. 研究成果作成過程において、捏造、改ざん、盗用を行っていないこと

大事なのは、これらを確認したことを記録し、それを原則として研究成果発表後5年間保存することを規定している点である。研究室主宰者は、9項目の確認と発表原稿その他関連資料の確認とを行い、当該成果の発表を承認するかどうかを決めることになる。

2014年8月には論文類似度検索ツールが導入され、論文の信頼性確保の仕組みがまた一つ加えられた。

④実験データの記録・管理に関する具体的なシステムの構築については、2014年10月、「研究記録管理規程」が制定された。この規程によれば、研究の計画・過程・結果・考察を示す各種計測データやラボノートなどのうち、研究者自身が研究活動の公正性を説明するために必要なものを、成果発表後、原則5年間、研究室主宰者の指示に従って保存しなければならない。

なお、研究記録管理や研究成果発表に関する手続きの履行状況は、研究倫理教育責任者が点検し、必要な場合は改善を求めることになっている。

2015年からは、研究倫理教育統括責任者と研究倫理教育責任者との個別面談を実施するとともに、研究倫理教育責任者連絡会議を開催し、他のセンターの参考となるような具体的な取り組み事例を共有するようになっている。

また、2015年3月には、「理化学研究所 行動規範」を理事会議決定した。研究者には、自律的に真理を探究して公表する権利がある半面、研究者自らの専門知識や技術の質を高く保ち、専門家として社会の負託に応える義務が課せられている。また、注意深い判断の下、公正かつ倫理的に使命を全うし、社会に対し誠実で責任ある行動をとる義務を有する。その他、理研研究者に課せられた要件を

明示した上で、次の五つの行動規範に基づいて活動すると誓約している。(1)知の創成による社会への貢献、(2)社会への内容説明、(3)公正かつ倫理的な活動、(4)人格と人権の尊重、(5)法令遵守。

#### 改革進行具合のモニタリング

第四のアクションプランであるモニタリング、つまり不正防止策の日常的な実行管理は、研究コンプライアンス本部を中心に運営・把握されている。具体的には、①内部統制、リスク管理、科学研究上の不正行為防止に関する規程の実施状況、②コンプライアンスブックの改訂等による研究倫理教育の意識づけ、③研究倫理プログラムの受講管理、④公益通報、告発および相談等について、それぞれの追跡結果が研究コンプライアンス本部長に報告される。そしてその都度、必要な対応がとられるという形でPDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルが回るようになっている。

加えて、複数ルートから研究現場の状況を把握し、関係部署間で情報を共有し、経営レベルでリスクを把握するために、研究コンプライアンス本部、人事部、総務部による定期打ち合わせを開催している。このような研究コンプライアンス本部を中心とした研究健全性の確保に関する取り組みは、内部監査、監事監査によってその適正性が監査されており、より大きなPDCAが回る仕組みになっている。

職員からの告発・相談窓口は、研究コンプライアンス本部に設置しているほか、外部弁護士による相談室も受付窓口として機能している。

2014年9月には、外部有識者で構成される「運営・改革モニタリング委員会」を設置し、アクションプランの実施状況に関する調査・検討・評価が行われた。2015年3月、アクションプランに掲げたさまざまな取り組みについて、体制や規程を整備し、適切に運用するための取り組みが機能し始めており、改革遂行の道筋が立っているとの評価を受けるとともに、併せて幾つかの提言がなされた。翌2016年3月には、アクションプランおよび実効性を高める仕組みづくりが確実に実行されていること、また研究所自らがPDCAサイクルを回す内部統制機能が働き始めていることが確認された。

#### 自由と自律の基礎にある研究倫理

ここで一部を紹介したように、自由で公正な研究活動が行われるように、理研はさまざまな取り組みを実行してきた。そのいくつかは先進的な取り組みであり、さらなる改善に努めなければならない。これらの取り組みを通じて、国内の他の科学研究組織における不正防止にも貢献すること、それが理研の責務であると認識している。

研究不正は世界中に蔓延し深刻な状況にある。その根絶に向けて、研究実施機関のみならず、各種学術機関、学協会、論文出版団体など、多くの関係機関が実効性をもって包括的に協力することが必要である。科学技術研究の目的や形態はさまざまであるが、公開と中立を旨とする大学や公的機関による基礎科学分野で

は、研究計画の立案、実施、成果発表などについて、最大限の自律性が保障されなければならない。このような自律性は、法令の遵守はもちろんのこと、研究者や研究関係者が研究倫理と行動規範を正しく理解し、それらに基づいて行動することによって初めて保障されるものである。研究機関はそのような健全な研究環境を担保するのが義務であることを、常に胸に刻み込まねばならない。

## 第2節 STAP論文問題への対応

STAP細胞に関する論文問題の対応に当たって、理研は、「なぜすぐに二次調査に入らなかったのか」「時間がかかり過ぎである」「社会の反応に無頓着である」などの批判を受けた。それらに対する回答と反省をまとめた文書が、2015（平成27）年3月に発表された「STAP論文問題に対する理化学研究所の対応について」である。理研として、どのような考え方で事案に対応していたのか、以下、歴史記録としてそのまま記載する。また、STAP論文問題に関わる理研の対応の詳細な経緯については、ウェブ上で公開している（「運営・改革モニタリング委員会による評価について」の参考資料）。

平成27年3月  
理化学研究所

### STAP論文問題に対する理化学研究所の対応について

#### 1. 対応の基本的な考え方

研究不正は科学の根幹を揺るがすものであるとともに、その認定は研究者個人の将来を大きく左右する問題である。したがって、不正調査は科学研究の原則や規程に基づき厳正に行うとともに、問題の検証を多面的に行い、科学的に十分な確度を得たうえで判断することを心がけた。STAP研究論文にかかる問題を「研究不正の調査」「科学的検証」「研究論文の取下げ」「再発防止」の4つの柱（平成26年3月14日、第一次調査委員会調査中間報告の記者会見冒頭に説明）に整理し、規程に従った上で、以下の考えで対応した。

- 科学的事実が論文に記述されて初めて公的認定されるものであり、論文の撤回により科学的な根拠はなくなる。第一次調査委員会で論文に不正が認定されたことを受け、発表論文が誤りであることを明確に示すために、著者に速やかな論文撤回を求めた。科学社会における通常の手続きであり、社会的な混乱も軽減すると考えた。
- 一方で、STAP現象の有無については、理化学研究所（以下、「理研」という。）自らが明らかにする責任があると考え、その根拠を得るべく科学的な検証実験、STAP研究で使用された保存試料やデータの分析・評価を進めた。

その際、多面的な検証を心がけ、検証の実施方法やその結果の公表については、科学的に十分な確度をもってかつ総合的に判断をすることとした。

- 公開を旨とする基礎科学研究の遂行と論文発表は著者自身が自律的かつ責任をもって行うべきであるという原則に則ってきた。したがって、論文発表後に著者自身が間違いを発見して取下げ請求に至った論文については、本人の自発的な行動を尊重し、追加的な図版等の科学的疑義ではない指摘については、まずは再調査を行わないこととした。その後、科学的な予備検証の結果を踏まえて、科学的疑義の調査を主眼とした第二次調査を実施した。

## 2. 社会への説明

STAP論文の発表以降、理研が行ってきた対応について、社会への説明の観点から以下のとおり整理する。

### \* 報道発表について

理研はこれまで、研究成果を社会に分かりやすく説明し、科学と社会の接点をつくることを心がけた広報活動を行ってきた。今回の報道発表は、結果的に発表者の人物像などを含め、研究以外の部分にも大きな関心が寄せられ、予想外の社会の注目が集まった。さらに、新生児マウスでの萌芽的な研究成果であるにも関わらず、ヒトへの応用にすぐにつながるかのような社会に過大な希望をもたせる報道発表になったことが、問題をより複雑にしたと認識している。STAP現象という生物界の常識を覆す大きな成果が、今後の発生生物学、再生医療分野のさらなる発展をもたらすと期待感が社会の多方面にあったことも、問題を助長したと考えられる。

また、平成26年2月に疑義が顕在化した当初、不注意による論文の画像の編集に関する問題にすぎないと認識し、「科学的成果そのものは揺るぎないものと考えている」として対応した。しかし、3月9日に*Nature* 505, 641-647 (2014) (以下、「Article」という。なお、*Nature* 505, 676-680 (2014)を「Letter」という。)の画像と小保方氏が以前別の実験条件で撮影した博士論文の画像との類似性が指摘されたことを契機にその見解を変更した。規程に基づく調査が行われている時期に、予断をもった見解を述べるべきではなく、調査中であることのみを伝えるべきであった。

### \* 不正調査の取組みについて

インターネット上に日々多くの疑義が掲載されて公知のものとなり、公開の場で議論が拡大する状況の中で、疑義に対する理研の対応が遅いと批判された。第一次調査委員会の調査を通じて、実験記録にも大きな不備があることが明確となり、公開情報として登録されているデータや保存されている試料そのものについても疑義が生ずるに至り、これらに関する解析結果について慎重に検討

すべきと判断した。加えて、冒頭にも述べたように、研究不正の認定は研究者個人の将来を大きく左右する問題であることに加え、理研は過去における研究不正事案への対応から、法的観点からも不正と言い切れる結論でない限り名誉毀損になる可能性が高いことを経験していた。そのような経験も踏まえ、多面的な科学的検証を行い、疑義の存在を十分な確度をもって明確にした上で第二次の予備調査を6月30日に、その結果に基づく本調査を9月3日に開始することとしたが、社会が期待するよりも長い時間がかかったと受け止められた。

なお、平成26年4月にCDBの自己点検の過程で明らかになった論文図版に関わる疑義に対して、Articleは既に第一次調査委員会で研究不正が認定された論文であること、Letterについては主要著者の一人から論文取下げの意向が示されていたことから、前記の本人の自発的な行動を尊重し、追加的な図版等の科学的疑義ではない指摘については、まずは再調査を行わない方針に沿って、その時点では規程に基づく調査は行わないこととした。その後、慎重な科学的な予備検証の結果を踏まえて、科学的疑義の調査を主眼とした第二次調査が行われることになり、これらの論文図版に関する疑義も、調査の対象として扱われた。

第一次調査委員会は理研内部を含む委員構成（理研内部3名、外部3名）であったが、第二次調査委員会はより高い客観性が必要と判断し、理研外部の者のみで構成した。

通常の実験研究と同様に疑義事項の科学的検証もまた相応の時間を要する。社会的に関心が高い今回の事案において、調査の進捗に関する社会からの公表の要請に対して、調査委員会における秘匿性を厳正に確保しつつ対応せざるを得なかったことに加え、調査に先んじてインターネット上で流布される十分に検証されていない新たな疑義等に対して、高い科学的確度をもって対応する方針が、対応の遅れと指摘され、また社会における混乱をまねいた。これらの経験や科学研究に携わる他の組織における不正調査に関する取組みの事例等を踏まえると、不正調査中の社会への発信は、拙速とならないのはもちろんのことではあるが、基本的な方針を発信することが適切であったのではないかと振り返る。一方で、確実な根拠を重ねつつ研究所として公表するに足る信頼性ある結論を得るには、多くの資源（専門家、高度な技術、時間、費用）を投入しなければならず、一組織内で取り組むには自ずと限界がある。このような状況において、健全な科学活動を維持しつつ、一般社会、科学社会など多様な社会の関心にどのように応えていくかは、引き続き科学社会全体で考えていく課題と認識しているが、理研としてもそのような議論の場に積極的に参画していきたい。

### 3. 科学的検証に関して

前記のとおり、3月9日にArticleと小保方氏の過去の博士論文画像の類似性が指摘された。研究で使用された試料の由来を検証すべきという危機感のもと、

CDBセンター長の指示で3月18日から保存されていた試料を保全し、帰属が付き解析可能な試料から遺伝子の予備的解析を開始した。保全した試料全ての帰属がついたのは、小保方氏本人による最終的な確認を経た7月19日であった。以降全所の専門家たちが総力を挙げて、精密な解析に取り組んだ。その解析結果をもとに、外部有識者からなる第二次調査委員会が、12月に調査報告書を取りまとめている。

解析が困難とされたSTAP細胞由来のパラフィン固定試料を含む保存試料から高水準の解析結果が導かれたことは、当初生命科学の専門家も想定しなかった科学的成果でもある。執念ともいふべき使命感をもつ第一線の研究者たちが最先端解析技術を駆使しSTAP細胞の本体を徹底的に追跡した結果であり、科学研究所としての責務を果たすことができたと考えている。

保存試料の科学的検証については、結果を断片的に公表するのではなく、十分に信頼に足る個々のデータを総合的かつ慎重に評価し、科学的に責任あるかたちで公表する必要があると考えたこと、及びこれらの結果が第二次調査に用いられたことから、結果全体の公表までに9か月に及ぶ時間を要した。

#### 4. 信頼の回復に向けて

今回、第二次調査における科学的な証拠に基づき、論文にかかるSTAP現象はすべてES細胞の混入に由来する、あるいはそれで説明できること、そして小保方氏について主張の根拠となるべき多くの実験記録が存在しないこと、新たに2件の不正行為があったことが明らかとなった。これまでの報告書等で指摘されているように、著者たちの科学的批判精神に基づく十分な実験結果の相互検証が欠如し、論文作製に際して論理の整合性に対しチームでの検討が全く不十分であったことは、今回の科学不正を未然に防ぐことができなかつた最大の原因である。これはこのチームにおける人間の信頼関係が、複線的、総合的でなく、単線的かつ盲目的であったことに端を発したものと考えている。さらに、センター長が研究者に対して分野に応じた適正な研究倫理教育を施し、健全な研究活動ができる環境を十分に確保できなかったこと、本部では規程や倫理教育、管理職教育などの取組みを整備しながらも実効性をもって機能しなかつた、さまざまな就労形態の客員研究員への対応が十分でなかつた等、総合的に運営に至らぬ点があり、不正の行われた論文の発表を未然に防止することができなかつた。

このことを真摯に反省し、責任を痛感し、理事長がセンター長を懲戒に付し、各理事を嚴重注意するとともに、理事長、各理事及びセンター長は、給与の自主返納を行った。研究不正は科学の信頼を著しく揺るがすものであり、今回の教訓を踏まえて取りまとめた「研究不正再発防止をはじめとする高い規範の再生のためのアクションプラン（平成26年8月26日）」では、次のような対策を講じることを約束している。

- ・外部有識者の意見を法人経営に適切に反映しトップマネジメントを強化するための「経営戦略会議」の設置

- ・研究コンプライアンス機能を強化するための「研究コンプライアンス本部」、「研究倫理教育統括責任者」、「研究倫理教育責任者」の設置
- ・体系的な研究倫理教育・研修の確実な実施
- ・若手研究者が安心して最大限に能力を発揮できる「メンター制度」の充実
- ・若手を中心とする多様な人材を研究室主宰者に積極的に採用・登用するとともに、そのリスクを低減するためのプロセスの強化
- ・研究不正や不適切行為の防止にかかる規程等の改善と運用の徹底、責任の明確化
- ・実験データの記録・管理を実行する具体的なシステムの構築・運用

実行を着実に進めているところであるが、そのいくつかは先進的な取組みであり、さらなる改善に務めなければならない。また、これらの取組みを通じて、国内の科学研究に携わる組織における研究不正防止にも資すべく努めていくことも、理研の責務であると認識している。

研究不正は世界中に蔓延し深刻な状況にあり、その根絶に向けては研究実施機関のみならず、各種学術機関、学協会、論文出版団体はじめ多くのステークホルダーが実効性をもって包括的に協力することが必要である。科学技術研究の目的と形態は多様であるが、公開性、中立性を旨とする大学、公的機関における自由闊達な基礎科学研究の実施においては、研究者の計画立案、実施、成果発表等について、最大限の自律性が保障されなければならない。しかし、この自律性は、各人が研究社会における倫理観と行動規範を理解し、定められた職業的規律(ethical standard)を遵守することによってはじめて保障されるものであり、研究機関はこのような研究環境を担保することが務めであることを改めて胸に刻みたい。

研究不正行為は断固としてあってはならない。STAP論文問題を大いなる教訓とし、科学社会のみならず関連するセクターの協力を得ながら、社会の信頼を取り戻すため、できる限りの努力を続ける所存である。

